３歳～５歳児クラスの副食費について

～令和7年4月から、副食費補助の単価を見直しします～

青梅市こども家庭部こども育成課

令和６年度	令和７年４月から
ひと月あたり ２，０００円(上限)	ひと月あたり ４，８００円(上限)

対象者

認可保育所、認定こども園の保育部分に通う
青梅市在住の3歳～5歳児クラスの園児
※ただし、副食費の支払いが免除となっている園児は対象外です。

対象費用

園にお支払いいただいている給食費のうち、
ごはんやパン以外の副食費（おかずやおやつ）代の一部

補助の方法（認可保育所、認定こども園の保育部分）

・保護者の方のお手続きは不要です。補助額を園に支給します。
・園で定める副食費の額が市補助額を上回る場合、保護者の方は、園が定める副食費の額から市補助額を差し引いた額を園にお支払いいただきます。

園で定める副食費
4,800円以下の場合

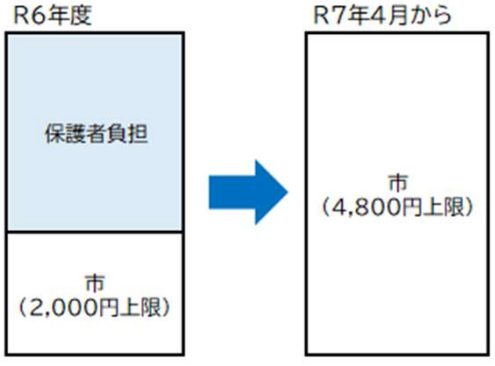

保護者負担なし

園で定める副食費
4,800円を超える場合

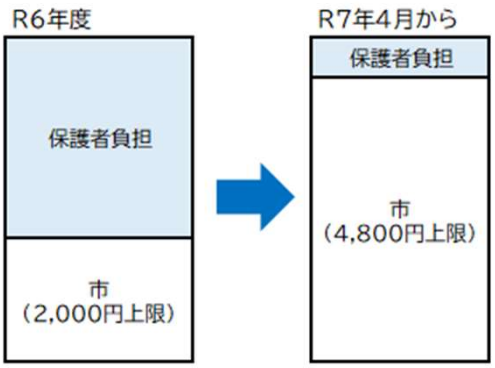

4,800円を超える部分は保護者負担